

## 能登半島地震に係る災害ボランティアの活動支援事業募集要項

### 1. 事業目的

災害ボランティア活動に参加する富山大学(以下「本学」という。)の学生(非正規生を除く。)に対する経済的な負担軽減を図ることにより、同活動に参加する学生の意欲を高め、継続的に活動を推進することを目的とします。

### 2. 対象等

能登半島地震により災害救助法の適用を受けた地域又は当該地域の被災者支援等を対象とし、原則として災害ボランティアセンター等が実施する活動とします。

なお、実施内容によっては、これに寄らない活動も対象となりますのでお問合せください。

### 3. 支援内容

ボランティア活動に要する経費を、次のとおり助成します。ただし、本学以外の他機関等から同様の支援を受ける場合は、助成しないものとします。

- (1) 継続的に活動を実施する団体への支援として、1団体(4人以上で構成されるもので、活動内容について助言及び指導できる教員を顧問とするもの)につき3万円を上限とし、必要な物品購入を助成します。
- (2) 個人への支援として、1回の活動につき3千円の支援金を支給します。ただし、同一の学生に対し、原則として、同一年内で5回を限度とします。

### 4. 申請方法及び活動後の対応

#### (1)物品購入助成

- ① 活動用の物品購入を希望する団体は、様式第1号「災害ボランティア活動団体物品購入助成申請書」を学務部学生支援課へ提出してください。
- ② 助成を受けた団体は、活動状況を定期的に報告する義務を負うものとします。

#### (2)活動支援金支給

- ① 活動支援金の支給を希望する学生は、原則として、ボランティア活動日の7日前までに、様式第2号「災害ボランティア活動届出書兼支援金申請書」を、学務部学生支援課へ提出してください。

なお、やむを得ない理由により所定の期日までに申請できなかった場合は、ボランティア活動日が確定した時点又は活動終了後速やかに提出してください。

② ボランティア活動後、できるだけ速やかに様式第3号「災害ボランティア活動報告・証明書」(※)、様式第4号「災害ボランティア活動支援金請求書」及び様式「旅費・謝金等銀行口座振込依頼書」を、学務部学生支援課に提出してください。

※災害ボランティアセンター等が発行するボランティア活動証明書又はその写しがある場合は、同証明書(写し)の提出をもって代えることが可能。

### (3)提出先

- ・五福キャンパス 学生支援課(学生会館1階)
- ・杉谷キャンパス 杉谷地区事務部学務課 学生支援担当(医薬学図書館2階)
- ・高岡キャンパス 芸術系総務・学務課 学務担当(芸術文化学部 A 棟1階)

## 5. 留意事項

- (1) 支援対象団体又は支援対象者並びに支援内容は、提出された申請書及び関係資料の内容を審査の上、学生支援担当副学長が決定します。
- (2) 活動内容が不明確なもの、本事業目的の趣旨とは合わない活動等と判断したものに対しては、活動支援金の給付等を行わないことがあります。  
このため、活動報告時には、客観的に災害ボランティア活動を実施した事実(社会奉仕として活動した事実)が確認できる資料を添付してください。
- (3) 申請に虚偽があった場合は、支援内容に相当する金額を返還していただきます。
- (4) 提出された申請書類等は返却しません。
- (5) 申請書類に記載されている個人情報、本事業に限り利用するもので、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (6) 支援内容は、予算の範囲内において実施しますので、予算の状況によっては年度の途中で終了することがあります。

## 6. 問い合わせ先

学務部学生支援課

連絡先:076-445-6126

E-mail: rgakusei@u-toyama.ac.jp